

徳島県人権教育・啓発に関する基本計画

徳島県では、平成11年3月に、「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画を策定し、人権意識の高揚と様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を積極的に推進してまいりました。しかしながら、依然として、社会生活の様々な局面において、各種の人権問題が存在し、さらには、国際化や情報化、高齢化など社会経済状況の変化を背景として、新たな人権問題も発生しています。このため、この行動計画を引き継ぐとともに、平成17年以降の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

策定の趣旨

様々な人権問題が存在する要因の基には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。

人権尊重の理念が県民一人ひとりに定着するよう、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進することにより、人権問題の解決を図ります。



人権教育・啓発の基本的在り方

職員一人ひとりが人権を尊重した行政の担い手としての自覚を持ち、県行政のあらゆる分野で人権尊重を基本とした行政を推進します。

(1) 県民が主体となる人権教育・啓発の推進

(2) 理解と共感を得られる人権教育・啓発の推進

(3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(4) 同和教育及び同和问题啓発の成果等を踏まえた人権教育・啓発の推進

(5) 実施主体間の連携による人権教育・啓発の推進

(6) 普遍的な視点と個別的な視点からの人権教育・啓発の推進

基本理念

人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方で理解されています。

本県では、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会」の実現をめざして、この基本計画を策定するものです。



人権教育・啓発の推進

生涯学習の理念に基づいて、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場と機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

人権教育

基本的な人権の尊重の精神が正しく身につけられるよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進します。

- (1) 学校教育(保育)における人権教育
- (2) 社会教育における人権教育

人権啓発

広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図るため、研修や情報提供、広報活動等を推進します。

- (1) 県民に対する人権啓発
- (2) 家庭・地域に対する人権啓発
- (3) 企業に対する人権啓発

人権にかかわりの深い特定職業従事者への取組の推進

特定の職業に従事する者は、その職務の性格上、人権に深くかかわる立場にあり、これらの職業に従事する者に対しては、特に積極的に研修等の取組を推進します。

- 公務員●教職員●医療関係者
- 福祉関係者●警察職員●消防職員
- マスメディア関係者

各人権課題に対する取組の推進

各人権課題について、個別計画や分野別の施策等に基づき、これまで進められてきた取組を踏まえながら、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

1 女性

「男女共同参画社会基本法」や「徳島県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の早期形成をめざします。

2 子ども

子どもへのあらゆる暴力の根絶やいじめ問題の早期解決等に向けた推進体制の充実、関係機関の連携強化等に努めます。また、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するための社会全体の意識改革を図っていきます。

3 高齢者

県民すべてが健康で生きがいを持って過ごすことのできる地域社会を築くため、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、ともに高齢社会を支え合う県民意識の醸成を図っていきます。

4 障害者

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を除去するとともに、障害者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援を進めていきます。

5 同和问题

同和対策審議会答申の精神を踏まえ、「同和問題の解決に向けて(基本方針)」に基づき、計画的に諸施策等を推進していく中で、同和問題を早期に

解決し、人権が尊重される社会の実現をめざします。

6 外国人

異なる国籍や文化的背景をもった人々が、様々な文化や多様性を認め合いながら、地域の一員として尊重しあい、安心して暮らせる地域社会の形成をめざします。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染者等が、地域において安心して普通に生活できる社会の実現をめざします。

8 犯罪被害者等

犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようになるため、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図っていきます。

9 刑を終えて出所した人等

犯罪や非行を犯した人への偏見や差別の解消をめざし、関係機関や保護司会などの更生保護を目的とする関係団体と連携や協力をして、教育・啓発の推進に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害を防止するため、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚するよう情報モラルの醸成に努めます。

11 アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、その独自の文化や伝統に対し、正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

12 様々な人権課題

性同一性障害者やホームレスになることを余儀なくされた人々の人権問題、日本人拉致問題などの様々な人権課題や、新たな人権課題に対しても理解と認識を深め、それぞれの問題の状況に応じた取組を進めます。

効果的な計画の推進

★徳島県人権施策推進本部を中心に、基本計画を推進します。

★徳島県人権教育啓発推進拠点(仮称)の整備を進めます。

★県民の人権意識の把握、実施状況の公表、点検などにより適切な進行管理を図ります。

★社会環境の変化等に対応し、必要に応じた計画の見直しを行います。

